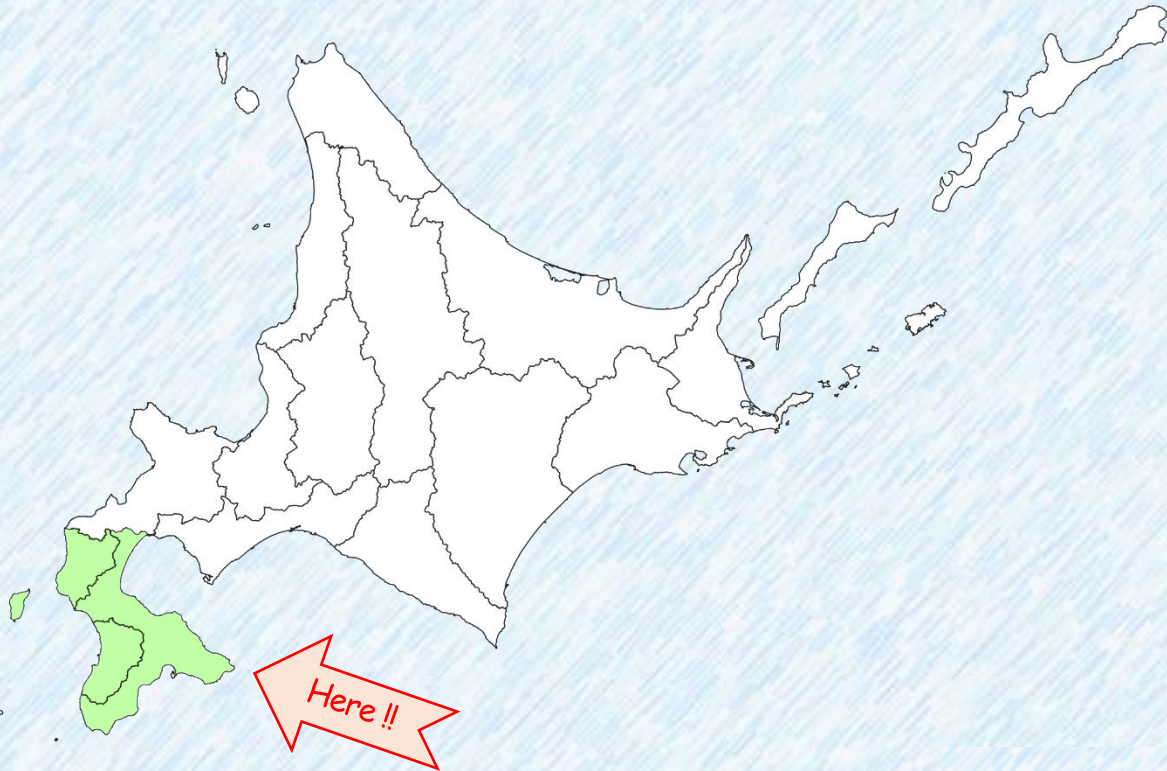


たたき台

道南地域公共交通計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）



令和6年（2024年） 月

道南地域公共交通活性化協議会

目次

第1章 はじめに

| | |
|------------------|---|
| 1-1 計画策定の背景・目的 | 2 |
| 1-2 計画の区域 | 3 |
| 1-3 計画の期間 | 4 |
| 1-4 計画の構成 | 4 |

第2章 計画の位置づけ

| | |
|-------------------------|----|
| 2-1 国の法制度 | 6 |
| 2-2 道の各種計画 | 8 |
| 2-3 道南地域各市町の上位・関連計画 | 15 |
| 2-4 道南地域における公共交通の位置づけ | 32 |
| 2-5 計画の位置づけ | 34 |

第3章 道南地域の地域特性・現況

| | |
|----------------------|----|
| 3-1 地域の概要 | 36 |
| 3-2 人口 | 39 |
| 3-3 通勤・通学の状況 | 45 |
| 3-4 買い物の状況 | 48 |
| 3-5 医療機関への受療の状況 | 59 |
| 3-6 観光の状況 | 68 |
| 3-7 運転免許の状況 | 71 |
| 3-8 地域特性・現況から見える課題 | 72 |

第4章 道南地域の移動に関する現況

| | |
|----------------------------|-----|
| 4-1 道南地域における公共交通ネットワーク | 74 |
| 4-2 交通の結節点 | 144 |
| 4-3 道南地域各市町における公共交通施策の状況 | 151 |

第5章 現状を踏まえた課題

| | |
|---------------------|-----|
| 5-1 圏域ごとの現状と課題 | 155 |
| 5-2 道南地域における現状と課題 | 157 |

第6章 計画の基本的な方針と目標

| | |
|------------------------|-----|
| 6-1 計画の基本的な方針（在るべき姿） | 162 |
| 6-2 計画の目標 | 163 |

第7章 目標を達成するための施策・事業

| | |
|------------------|-----|
| 7-1 施策・事業の位置づけ | 166 |
| 7-2 各施策・事業 | 167 |

第8章 計画推進に向けた評価体制

| | |
|---------------------------------|-----|
| 8-1 計画の推進状況の評価体制 | 190 |
| 8-2 評価結果を踏まえた計画の見直し（PDCAサイクル） | 192 |
| 8-3 実施スケジュール | 193 |

【参考】地域公共交通計画の記載事項の概要

地域公共交通活性化再生法 第5条第2項

| 記載事項 | 概要 |
|-------------|--|
| ①基本的な方針 | 計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取り組みの方向性を定める。 また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。 |
| ②計画の区域 | 当該地域の交通網の範囲を元に計画の区域を設定する。 |
| ③計画の目標 | ①の基本的な方針に則して目標を設定する。 |
| ④事業・実施主体 | 目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体と整理する。 |
| ⑤計画の達成状況の評価 | 達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。 |
| ⑥計画期間 | 地域の実情に合わせて設定する。（原則5年程度） |
| ⑦その他 | その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。（地域の概況や公共交通の現況など） |

第1章 はじめに

本計画の目標や対象区域、計画期間等の概要を整理する。



| 1-1 | 計画策定の背景・目的

| 1-2 | 計画の区域

| 1-3 | 計画の期間

| 1-4 | 計画の構成

| 1-1 | 計画策定の背景・目的

道南地域（以下、「本地域」という。）は、北海道の中でも他地域と異なる気候風土や歴史・文化を有し、豊かな自然に恵まれた地域である。

異国情緒漂う函館市や日本最北の城下町である松前町、ニシン漁で繁栄し「江差の五月は江戸にもない」と言われた江差町など長い歴史に培われた街並み、さらには函館平野に代表される肥沃な大地が生み出す農産物や太平洋・日本海の2つの海に育まれた海産物といった豊かな食など、数多くの魅力が存在し、国内外から多くの観光客が訪れている。

一方で、本地域は、直近10年間で人口が約20%減少し、特に64歳未満の人口減少が著しいなど、道内でも有数の人口減少及び少子高齢化が進行している地域となっている。

公共交通は、地域住民の日常生活における移動や観光客の周遊の手段として不可欠であるが、こうした社会的要因に加え、モータリゼーションの進展や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動自粛などの影響により、本地域における公共交通の利用者は減少し、バス路線の一部廃止や減便、また、運行中の路線であっても収支の悪化が続くなど、交通事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が継続している。

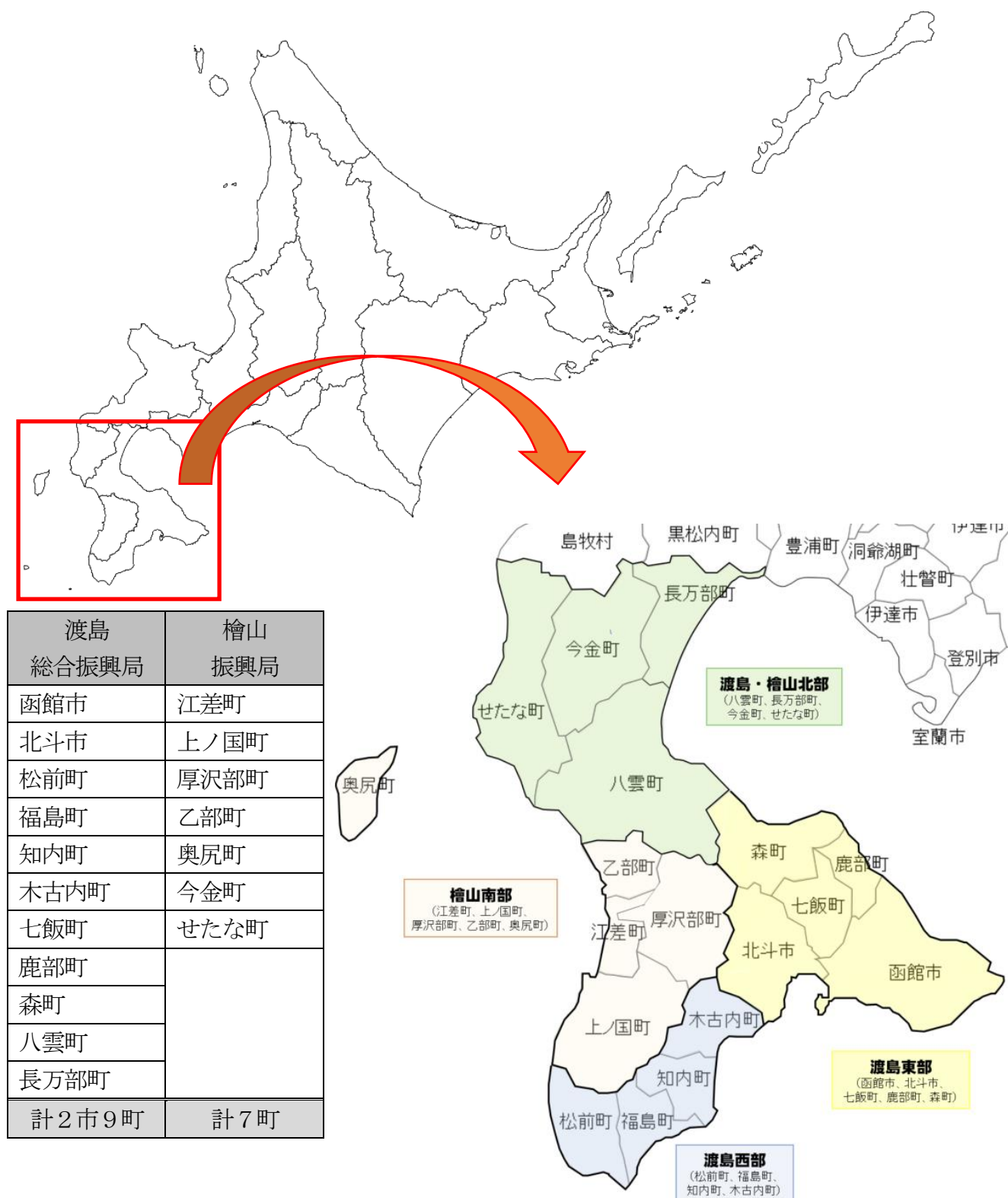
特に、複数の市町を跨がるなど広域的なバス路線については、利用実態に合わせた路線の最適化を早急に進めていく必要があるが、通勤・通学・通院といった地域住民の利用ニーズが市町ごとにそれぞれ異なることから、最適化に向けた地域の合意形成を図ることが容易ではない。

国土交通省においては、公共交通を取り巻く全国的な状況を鑑み、令和2年度に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、各地方自治体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化された。

本地域に必要な交通手段の確保に向けて、こうした点を踏まえながら、関係者が一丸となって取り組んでいくため、渡島総合振興局及び檜山振興局が中心となり、国、市町、交通事業者や地域住民などとともに「道南地域公共交通活性化協議会」を組織し、道南地域を対象とする広域的なバス路線を中心とした「地域公共交通計画」を策定する。

| 1-2 | 計画の区域

本計画の対象区域は、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内の全域とする。



【出典】道南地域交通活性化協議会作成

図 1-1 計画の対象区域

| 1-3 | 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)の5年間とする。

| 1-4 | 計画の構成

本計画は、次の構成からなる。

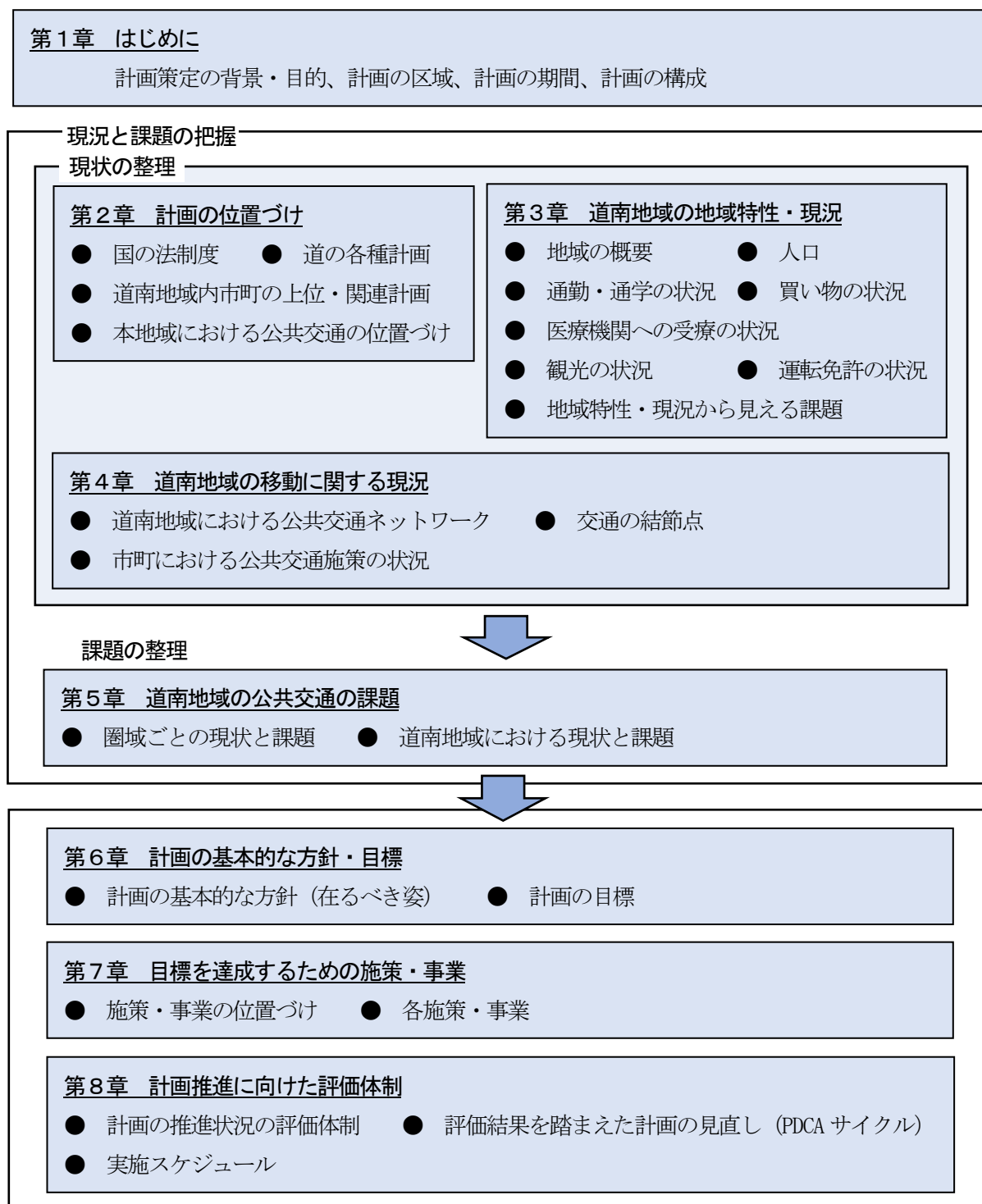


図 1-2 計画の構成